

明石東ロータリークラブ

ク ラ ブ 細 則



改正施行

2019年 7月 1日施行

2023年 7月 1日改正

2024年 7月 1日改正

明石東ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会 : 明石東ロータリークラブ（以下、「本クラブ」という）の理事会
2. 理 事 : 本クラブの理事
3. 会 員 : 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数 : 投票時に出席していなければならない最低員数
クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の過半数
クラブ理事会の場合は理事の過半数
5. R I : 国際ロータリー
6. 年 度 : 7月1日に始まる12カ月間

第2条 総則

第1節 目的

- (a) 本細則は、本クラブの運営その他活動全般について、全ての会員が遵守すべき事項を定めることを目的とする。
- (b) 本細則は、本クラブ定款、R I 定款及びR I 細則のいずれの条項にも反しない限度で効力を有し、その解釈においても、本クラブ定款、R I 定款及びR I 細則の趣旨に従わなければならない。

第2節 本クラブ運営の指針

- (a) 本クラブは、本クラブ定款、R I 定款及びR I 細則のいずれの条項にも反しない限度で、自主的な運営をすることができる。
- (b) 本クラブの運営においては、政治的、宗教的活動または一定の思想信条による扇動となるいかなる行為も認めてはならない。

第3節 会員履歴

本クラブ発足時の正会員のロータリー歴は前所属クラブにおける履歴を継承する。

第3条 理事会

第1節 構成及び議決権

- (a) 本クラブの管理主体は、理事会とする。
- (b) 理事会は、理事9名の他に役員および副幹事の計12名で構成する。
- (c) 理事会における議決権は、理事9名のみが有するものとする。

第2節 理事会の開催

- (a) 定例理事会は、原則第1例会日を開催されるものとする。
- (b) 臨時理事会は、会長がその必要ありと認めたとき、又は理事会のメンバー2名の要求あるときに、会長によって召集されるものとする。但し、その場合には、しかるべき予告が行われなければならない。

第3節 議決権

理事会は、定足数を満たす理事が出席し、出席理事の過半数の賛成をもって決議する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第4条 理事および役員の選出

第1節 会長の選挙

- (a) 会長の選挙は指名委員会の選出によるものとする。
- (b) 会長指名委員会の設置

会長は、年次総会の2ヶ月前の定例理事会において、次年度会長エレクトを選出するため指名委員会の設置を提案し承認を求めなければならない。指名委員会は、直近10代の会長経験者、現会長、現幹事、現副会長、現副幹事で構成する。

- (c) 会長の選出方法

現会長は、指名委員会において議長を務め、指名委員より次年度会長エレクト候補者の推薦を受け、指名委員の総意を得て、次年度会長エレクトを選出しなければならない。前記の方法により選出された次年度会長エレクトは次年度7月1日より副会長として理事会のメンバーを務めたのち、年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 理事、役員の選出

- (a) 副会長(会長エレクト)は、指名委員会による次年度副会長(次年度会長エレクト)の選出を受けて、年次総会前の理事会までに、次年度の理事、役員を選任し、理事会、年次総会の承認を求めなければならない。
- (b) 理事は、会長、直前会長、幹事、クラブ奉仕委員長(副会長)、職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、青少年奉仕委員長、ロータリー情報委員長(直前幹事)の9名とする。
- (c) 役員は、会長、直前会長、副会長(会長エレクト)、幹事、会計、会場監督(SAA)の6名とする。

第3節 理事、役員の欠員補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填するものとする。

第4節 理事エレクト、役員エレクトの欠員補填

理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填するものとする。

第5条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブ会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 副会長（会長エレクト）

副会長は、会長エレクトとして、理事会のメンバーとしての任務及びその他会長または理事会によって定められた任務を行うものとする。

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第3節 幹事

(a) 幹事は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成してこれを保管し、地区ガバナー、R Iへの報告義務などに責任を持つ。

(b) 幹事には直前副幹事が就任するものとする。

第4節 副幹事

(a) 副幹事は、前記幹事の任務を補佐することをその任務とすると共に、クラブ会報委員長を務める。

(b) 次年度副幹事は、次年度会長エレクト（次年度副会長）によって選任され、次年度の理事、役員と共に理事会、年次総会によって承認されなければならない。

第5節 会計

会計は、クラブの全ての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行う。その職を去るに当たって会計は、その保管する全ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引き継がなければならぬ。

第6節 会場監督（S A A）

(a) 会場監督（S A A）は、例会をはじめ本クラブのすべての会合において、楽しく、秩序正しく運営されるよう、つねに心を配り、気品と風紀を守り、会合がその使命を發揮できるように設営、監督する責任を有する。その他会長または理事会によって定められることをその任務とする。

(b) 副会場監督（副S A A）は、前記会場監督の任務を補佐することをその任務とする。

(c) 会場監督は、副会場監督を通常2名選任する。ただし、会場監督が必要と認めるとときは、副会場監督を追加選任することができる。

第6条 会合

第1節 例会

(a) 本クラブの毎週の例会は、毎週木曜日18時00分に会長による開会点鐘とともに開会し、特段の事由がない限り1時間後の会長による閉会点鐘とともに閉会する。

(b) 本クラブ定款第7条の定めにより正当な理由のある時、理事会の承認があるときは例会の日時、場所を変更、または取消すことができる。但し、例会の日時、場所について、変更または取消があるときは、幹事は、事前に会員の全員に対して相当の方法をもってこれを通知しなければならない。

- (c) 本クラブの会員はすべて、例会の当日、その出席又は欠席が記録される。但し、その出席は、本クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントを出席していなければ、これを認めることができない。他クラブにおいてメークアップを行った場合も同様とする。但し、相当の理由があると会場監督が認めた時は、会場監督は当該会員を例会に出席していたものとして、出席委員会にこれを報告しなければならない。
- メークアップは欠席した例会の前後4週間以内に実施することとする。
- (d) 例会は、本細則第15条「例会の議事順序」に従いプログラムを進行する。
- 幹事が司会となり、議事内容、進行については事前に会場監督、プログラム委員長と十分に打ち合わせをしなければならない。
- (e) 例会には、会員または他クラブ会員の家族のほか、あらかじめ理事会が承認する者を来訪者として出席させることができる。
- (f) 例会におけるプログラムの内容は、当月分を一括してその前月に開かれる理事会において承認を得なければならない。但し、承認を受けた後、その内容に変更があるときは、会長、会場監督（SAA）の承認を得ることとする。
- (g) 例会における会食は、会員同士並びに来訪者との親睦をはかるものとして行われるものとし、会場監督はあらかじめ理事会の承認を得て、酒類を提供することができる。但し、酒類を提供するときは、幹事は事前に会員に相当の方法をもって予告しなければならない。

第2節 総会

(a) 年次総会

本クラブの年次総会は、原則12月の第1例会日に開催されるものとする。

この年次総会において次年度の理事、役員および副幹事の承認を行う。

(b) 年次総会の定足数、決議

年次総会は、特段の定めのあるときを除き、投票の定足数を満たす会員（委任状を含む）が出席し、出席会員の2/3（委任状を含む）の賛成をもって決議する。可否同数（2/3対1/3）のときは議長がこれを決する。

(c) 臨時総会

会長は、年次総会において承認された事案に変更が生じたとき又は定款第2条、第4条の変更、本細則の変更、その他総会決議に附する必要があると理事会が判断した重要な事案について、理事会承認後に臨時総会を開催しその承認を受けなければならない。この通知について定款第2条、第4条の変更は21日以上前に、それ以外の事案は10日以上前にしかるべき方法でなされなければならない。定足数、決議は年次総会に準ずる。

第3節 クラブ協議会

クラブ協議会は、会長がクラブ役員、会員、委員に情報を伝達するとともに、クラブ運営に係る事項を協議し、予算案の承認を得ることを目的として開催する。

- (a) 会長は、理事会の承認の後、毎年度の7月中の例会において「クラブ協議会」を開催し、前年度決算、前年度事業報告及び、今年度予算案、事業計画案について、又1月中の例会において上半期決算、上半期事業報告及び下半期事業計画案について、報告する。これらの「クラブ協議会」の定足数、決議は年次総会に準ずる。
この協議会における議長は会長が務め、各案件の説明、報告は前年度に関しては幹事が行い、本年度に関しては幹事が行う。
- (b) 会長は、理事会の承認の後「地区ガバナー公式訪問前クラブ協議会」を公式訪問の2週間以上前に開催しなければならない。但し、ガバナー公式訪問が6月の次年度就任前クラブ協議会から4ヶ月以内の時は、ガバナー補佐の承認を得て、6月の「次年度就任前クラブ協議会」をもってこれに代えることができる。
- (c) 会長は、原則5月第3木曜日に「申し送りクラブ協議会」を開催する。
この協議会には当該年度のクラブ協議会の出席義務者と、次年度のクラブ協議会の出席義務者が出席する。
当該年度の各委員長から次年度の各委員長に、当該年度の活動報告概況と次年度の活動について申し送るべき事項の報告を書面にて行い、これについて協議する。
- (d) 次年度会長は、次年度就任前理事会の後、原則6月第3木曜日に「次年度就任前クラブ協議会」を開催する。
このクラブ協議会には次年度のクラブ協議会出席義務者及び入会3年未満の会員が出席する。
- (e) 例会時以外に開催されるクラブ協議会は、理事、役員、各種委員会委員長を出席義務者として開催し、会長が議長をし、幹事が司会をする。
出席義務者が出席できないときは、当該副委員長または委員を権限委任した代行者として出席させなければならない。
本クラブの会員は、全員クラブ協議会に出席できる。特に本クラブ入会歴3年未満の会員はオブザーバーとして出席をする事が望ましい。また幹事、出席ソング委員長、ロータリー情報委員長は、その要請をしなければならない。
- (f) クラブ協議会には、地区ガバナー、地区ガバナー補佐およびその随行員の参加を得ることができる。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。

但し、理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 入会金および会費

第1節 入会金

- (a) 本クラブに入会することとなった会員は、幹事の指示に従い、本クラブに対して、入会金を納付しなければならない。

- (b) 入会金は10万円とし、入会承認後納入すべきものとする。
但し、他のクラブから移籍し、または他のクラブの元会員が本クラブ定款の定めるところに従い、本クラブに入会するときは、入会金の納付を免除する。
また、法人の役職にあるか又はあった会員がその都合によりやむなく本クラブを、退会するに際し、その会員の推薦によって会員となった者で、同じ法人に所属しかつ職業分類において退会した会員と同一となる者については、理事会は、その会員の入会金の納付を免除することができる。
また、以下に記載する者については、理事会の承認を得ることにより、入会金の金額を免除または減額することができる。

1. 以前に本クラブの会員であった者

2. 以前に本クラブの会員であった者の二親等以内の親族である者

第2節 会費

- (a) 会員の会費は、年額300,000円とし、毎年2回7月中及び1月中にそれぞれその半額を納入するものとする。
この会費は、クラブ会費、R I人頭分担金、規定審議会分担金、地区資金分担金、地区活動分担金、ロータリーの友購読料、ガバナー月信購読料、地区大会分担金、V T T分担金、ロータリーまたは地区によるその他賦課金で構成される。

- (b) クラブの会長・地区役員を経験するなど長年にわたりクラブに貢献し、かつ本細則第10条第2節に規定する出席規定の適用要件を満たした会員は、健康状態の悪化、健康上の理由による移住または海外転勤など長期間にわたり本クラブの例会に出席できない事由が発生した場合に、これを証明する書類を添え、幹事を通じてこれを理事会に申告し、その承認を得れば、その事由が継続する期間に限り、会費の減額を受けることができる。

理事会は当該会員のクラブへの貢献度、例会に出席できない事由等を総合的に判断し慎重に審査して、その承認又は不承認を決定しなければならない。

減額される金額は、本項(a)に記載するクラブ会費のみとし、ロータリー会員として最低限負担すべき登録諸経費は免除されない。

第3節 納入方法

クラブの指定する銀行振り込みとする。

第9条 財務

第1節 資金管理

会計は、本クラブの資金を全て理事会によって指定される金融機関に預金しなければならない。

第2節 支払方法・会計処理の監査

- (a) 全ての勘定書は、会長、幹事、会計、担当委員長の署名又は捺印する伝票に基づき、現金にて支払われるものとする。

(b) 本クラブの全ての会計事務については会計監査がその監査を行う。但し、会計監査が公認会計士又は他の有資格者を有しない場合には、毎年1回以上公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査を受けるものとし、これらに要する費用はクラブが負担するものとする。

(c) 会計監査は監査結果をクラブ協議会において報告しなければならない。

第3節 会計の保証提供義務

全ての資金を預かりこれを取り扱う会計は、本クラブの資金の安全保管のため理事会が要求する財務諸表などの保証を提供しなければならない。

保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 会計年度・分担金の支払方法

本クラブの会計年度は、7月1日より翌年6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。

R Iに対する人頭金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日に、それぞれ当日のクラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第5節 予算の作成

各会計年度の初めに理事会はその年度の收支の予算を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、7月のクラブ協議会にて承認を受け、各費目別に支出の限度となるものとする。但し、年度途中に理事会の議決によって別段の指示がなされ、クラブ協議会の承認を得ればこの限りでは無い。

第10条 出席義務規定の免除

第1節 理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定の期間に限り、本クラブの例会出席を免除される。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとするが、理事会の承認得れば、これを更新することができる。

(注：この出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。本規定は本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものでは無い。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し次節の規定に基づいて認められた欠席については、本クラブの出席記録に算入されない。)

第2節 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上、かつロータリアン歴20年以上との要件を満たす会員は、出席義務規定を免除されたい希望を、書面をもって幹事に通告し、その免除を受けることができる。

第3節 本条により、例会その他の会合に出席する義務を免除された会員は、その免除にかかるらず、いつでも例会その他の会合に出席することができる。

第4節 本条により、出席義務を免除された会員については、本細則第8条第2節(b)の

会費免除規定は適用されない。

第11条 委員会

第1節 委員会の設置

- (a) 会長は、理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。但し委員会の名称は（ ）内の名称を併用できるものとする。奉仕プロジェクト委員会は職業、社会、国際、青少年奉仕委員会を総称する。
- クラブ奉仕委員会（クラブ管理運営委員会）
 - 職業奉仕委員会（奉仕プロジェクト委員会）
 - 社会奉仕委員会（奉仕プロジェクト委員会）
 - 国際奉仕委員会（奉仕プロジェクト委員会）
 - 青少年奉仕委員会（奉仕プロジェクト委員会）
 - ロータリー財団・米山委員会（ロータリー財団委員会）
- (b) 会長はまた、その必要性ありと認めた場合、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、社会奉仕、国際奉仕及び青少年奉仕について、必要と考える特定の分野を担当する委員会を設置することができる。これら委員会は、それぞれの責務によって、クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会及び青少年奉仕委員会のいずれか、あるいはすべての所管するところとなる。また、周年行事やIM（都市連合会）等を実行するための特別委員会を設ける時は会長直轄とする。
- (c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長及び少なくとも2名以上の他の委員からなるものとする。
- (d) 会長は、職権上全ての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (e) 各委員会は、本細則によって付託された職務及び更にこれに加えて会長又は理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これら委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (f) 社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、青少年奉仕委員会においては、可能かつ実際的である限り、1名又は数名の委員を再任するか又は1名又は数名の委員を2年の任期を持って任命することにより、委員会に継続性を持たせる規定を設けるものとする。
- (g) 各委員会の委員長は、その必要があるとき、理事会の承認を得て副委員長を選任し職務の分担を行うことが出来る。
- (h) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員長は、副会長（会長エレクト）がこの任を務める。
- (b) クラブ奉仕委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当する全ての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (d) 会長は、理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定の分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。但し委員会の名称は（ ）内の名称を併用できるものとする。

記録・広報・雑誌委員会（公共イメージ委員会）

職業分類・会員増強委員会（会員増強委員会）

ロータリー情報委員会

出席・ソング委員会

親睦活動委員会

クラブ会報委員会

会員選考委員会

プログラム委員会

- (e) クラブ奉仕諸委員会の設置について可能かつ実際的である限り、1名又は数名の委員を再任するか又は1名又は数名の委員を2年の任期を持って任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。
- (f) 記録・広報・雑誌委員会には、可能であるかぎり地元新聞又は広告関係の会員を委員の中に含まなければならない。
- (g) 職業分類・会員増強委員会は、委員のうち3名の委員を、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定の基づく最初の任命は次の通り行うものとする。
1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。そして3年目の任期には委員長を務めるものとする。但し、その委員が2年目もしくは3年目に、副幹事に就任するなどの欠員が生じた時、その補充は理事会の決定による。
- (h) ロータリー情報委員会は直前幹事、幹事、副幹事の3名で構成されるものとし、その委員長には直前幹事が就任するものとする。
- (i) クラブ会報委員長は副幹事がその任を務める。
- (j) 各委員会の委員長は、その必要があるとき、理事会の承認を得て副委員長を選任し職務の分担を行うことが出来る。

第12条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄に於いてその職務を遂

行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するもとする。

(a) 記録・広報・雑誌委員会

この委員会は、本クラブの会員のロータリーの各種会合における活動状況、各委員会の活動状況、各会員のお祝い事などの記録を作成・保存すると共に本クラブにおける会員年齢分布表、会員移動状況表、ビジター数累計表、ニコニコ箱状況、ロータリー財団寄付状況、米山奨学会寄付状況等の本クラブ活動状況集計表を作成・保存するものとし、更に新たな記録の作成・保存の方法の検討に努めるものとする。又、この委員会は（1）広く一般世間にロータリー、その歴史、目的及び規模に関する情報を提供し、そして（2）本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案・実施し、（3）ロータリアン誌（ロータリーの友、ザ・ロータリアン、ガバナー月信他）に対する読者の関心を喚起し、（4）雑誌月間を主催し、（5）クラブ例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、（6）新会員の強化に雑誌を利用することを奨励し、（7）ロータリアンでない後援者に雑誌を贈呈し、（8）図書館、病院、学校、その他図書閲覧室のために特別購読を取り計らい、（9）ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、（10）その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員及びロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(b) 職業分類・会員増強委員会

この委員会は、毎年出来るだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填・未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そしてあらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。また、絶えず本クラブの充填・未充填職業分類を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な候補者の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

(c) ロータリー情報委員会

この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、目的、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(d) 出席・ソング委員会

この委員会は、全てのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには地区大会、都市大会、地域大会及び国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。

この委員会は、特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸情報を確かめて

これを除去することに努めるものとする。又、この委員会は、本クラブの例会及び臨時の会合においてその雰囲気を高め、和ませるため国歌、ロータリーソングその他のソングを準備し、リーダーを務める。また会員の歌唱力の向上の方策を検討し、これを実施する。

(e) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーション及び社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上、会長又は理事会が課する任務を果たすものとする。

(f) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、クラブ活動への関心を促して出席率の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、及び世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

(g) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦された全ての人を個人的な面から検討して、その人格、職業上及び社会的地位、ならびに一般的な適格性を充分に調査しなければならない。そして全ての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(h) プログラム委員会

この委員会は、本クラブ例会及び臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動について責任を持ち、職業奉仕の特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄において諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を、監督し、これを調整するものとす

る。また、姉妹提携を結んだ鳳山東ロータリークラブとの友好関係維持に努めるものとする。

第5節 青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会における年齢30歳までの若い人全てを含む青少年の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとするために青少年の生活力を高めることによって、青少年に将来への準備をさせることである。青少年の基本的ニーズ（健康、人間の価値、教育、自己開発）を支援するプログラムに着手することが求められる。

この委員会の委員長は、本クラブの青少年活動に責任を持ち、青少年の特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第6節 ロータリー財団・米山委員会

- (a) この委員会は、本クラブの会員にロータリー財団の活動を広く知らせ、ロータリー財団プログラムへの支援、推進、参加を奨励する方策を検討し、実施しなければならない。また米山記念奨学会の活動に対しても同様とし、それらの情報を伝達し、記録を作成し保管するものとする。
- (b) ロータリー財団・米山委員長は、直前ロータリー情報委員長が就任する。

第13条 会員選考の方法

第1節 推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ理事会に提出されるものとする。移籍する会員又は他クラブに属していた元クラブ会員は、元所属クラブによって正会員に推薦されてもよい。

この推薦は、事前に漏らしてはならない。

第2節 入会前審査

理事会は、推薦状の提出後30日以内に入会審査開始の承認又は不承認を決定し、これを幹事を通じて推薦者に通知しなければならない。

第3節 入会審査

理事会は、職業分類・会員増強委員会に対し、推薦された会員候補者の会員資格の条件を職業分類の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請し、更に会員選考委員会に対し、当該候補者の資格要件を、人格、職業及び社会的地位ならびに一般的適格性の見地から調査・審査してこれを理事会に報告するよう要請するものとする。

第4節 委員会勧告の審査

理事会は、職業分類・会員増強委員会及び会員選考委員会の勧告を審査して、その承認又は不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第5節 被推薦者の承諾

理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者はロータリー情報委員会の委員1名又は数名の委員と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的及びクラブにおける特典と義務について説明しなければならない(オリエンテーション)。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入及び提出を求め、また、本人の氏名及び本人に予定される職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第6節 会員通知、承認、不承認、入会

被推薦者の氏名の発表(会員へ通知)後10日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は名誉会員でないなら、本細則第7条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例又は臨時の理事会において、これを審議し、当該被推薦者について再審査を行うものとする。この定例又は臨時の理事会において出席メンバーの反対意見がなかった場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

本規定により会員に選ばれたときは、クラブ会長は、当該会員の入会式と幹事・ロータリー情報委員長を含めたオリエンテーションを行なわなければならない。クラブ幹事は、その決定をR Iに報告しなければならない。

第7節 新会員への支援

推薦者はロータリー情報委員会と協力して、新会員が出来るだけ早くクラブに溶け込めるよう、またロータリアンとして充実した活動ができるよう情報を提供し、新会員を支援しなければならない。

第14条 決議

事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、まずは理事会によって審議された後でなければ、本クラブによって審議されてはならない。

もしかかる決議又は提案がクラブの会合で最初に提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託されなければならない。

第15条 例会議事の順序

例会は原則として幹事が司会し、また会場監督の監督のもとに次の順序で行うものとする。

開会宣言 点鐘

国歌(第1例会) ソング

来賓、卓話者、新会員の紹介

来訪ロータリアンの紹介

歓迎歌
会長の時間（第1例会）
食事と交歓
委員会報告 幹事報告
スピーチ又はその他のプログラム
謝辞
閉会宣言 点鐘

尚、毎月の最終例会においては、それを友愛の日と称し、会員の健康を祝し、親睦を深めるため、全プログラム終了後に食事と交歓に入ることとする。

第16条 細則改正

本細則は、例会時に開催する臨時総会において改正できる。本細則の変更は、投票の定足数を満たす会員（委任状を含む）が出席し、出席会員の2／3の賛成によって改正することが出来る。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の10日以上前に各会員に通知されなければならない。

なお、本細則の変更はクラブ定款およびR I 定款、R I 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

付則 本改正細則は2023年7月1日より施行する。
本改正細則は2024年7月1日より施行する。